

令和4年3月10日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
茂松 茂人  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う  
技能実習生の待機措置等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和3年11月12日付日医文書（介115）により外国人介護人材等の新規入国制限の緩和措置についてご連絡しておりますが、この度、政府の方針として、「水際対策強化に係る新たな措置（27）」として外国人の新規入国の考え方が示された旨、日本医師会より情報提供がありました。

○新たな措置（27）の主な内容について

- ・ 今回の措置で対象となる対象者は、商用・就労等の目的の短期期間の滞在者（3月以下）または長期間の滞在者を対象としており、技能実習生は、長期間の滞在者として当措置の適用となります。なお、入国者の管理・支援を行う「受入責任者」の管理の下での入国が要件となります。
- ・ 入国者の待機期間は、原則7日間の待機としますが、3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要となります。オミクロン株が支配的になっている国・地域は、(以後、指定国という) 検疫施設での待機期間を3日となります。  
※指定国・地域については、以下の外務省および厚生労働省のHPを参照のこと

<外務省HP>

「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」での  
3 検疫の強化 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

<厚生労働省HP>

「検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

- ・ ワクチン3回目追加接種者（有効なワクチン接種証明書を保持している者）で、指定国からの入国者は自宅等待機とし、非指定国からの入国者は、自宅等待機免除とします。
- ・ 入国のための事前申請手続きは、これまでの業所管省庁の審査ではなく、入国者健康管理システム（以下「ERFS（エルフス）」という。）による申請手続きで行う。今後の感染状況により手続きが変更となる場合もあるので、最新の情報等で確認して下さい。

また、別添の通り、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構より技能実習生の受け入れに当たっての待機措置等に関する対応をまとめた文書が発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

なお、当措置についての詳細な内容については、別添の通知および通知に記載されている関係省庁のHPを参照いただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737  
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp